



「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果(光サービス卸)及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関するヒアリング

第5回会合を踏まえたNTT東日本・NTT西日本への事務局確認事項に対する回答

2026年3月6日

事務局質問への回答

事務局質問

- 卸先事業者等から、いわゆる販売奨励金等の販売促進費の支出の平等性について発言があったが、販売奨励金については、どのような考え方に基づいて設定（回線単位の支給か、多数の契約を優遇しているか等）を行っているのか

当社回答

- **販売奨励金については、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」に基づき、全ての事業者に対して一律公平な条件で設定しております。支払いの単位としては、回線単位等の契約毎に設定しており、多数の契約を優遇する等の設定は行っていません。**
- **販売奨励金の設定内容については、コラボ事業者向けのポータルサイト上にて開示しておりますので、コラボ事業者様であれば、自らの契約内容と開示内容が一致しているか否かのご確認をいただくことも可能です。**
- また、卸電気通信役務の事後届出制により、**当社が提供するサービス卸については、届出対象事業者との契約内容を届出しております。**その届出内容については、総務省ホームページにおいて、**第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務に関する情報として一部公表**もされており、また、**電気通信事業分野における市場検証に関する年次レポート**においても、**FTTH卸に係る契約は全ての事業者に対して同一の条件で提供している旨の確認結果が示されているものと認識**しており、それらを確認することで、**当社が制度に則って適切に運用をしていることをご理解いただけるものと考えております。**